

既存住宅の売買・リフォームにかかわる事業者のみなさまへ

東京リノベーションモデルハウスを募集します！

- 東京都では、既存住宅の価値を向上させる全体的な改修(以下「リノベーション」という。)リフォームを実施した住宅をモデルハウスとして活用し、既存住宅の流通やリフォームを促進するための情報発信を行うものについて、運営費用等の一部を補助する「東京リノベーションモデルハウス事業」を実施します。
- 令和5年度のリノベーションモデルハウスの運営事業者を下記のとおり募集します。

事業の概要

- 既存住宅を改修して東京リノベーションモデルハウスとして一定期間公開し、リフォームや建物状況調査、瑕疵保険等、既存住宅の流通促進に係る説明、情報発信を行う民間事業者に対して支援を行います。
- 都補助の概要（上限：1ヶ月当たり100万円） ※事業者決定後に実施したものに限り
建物状況調査、法適合調査、現地案内、広報、備品設置、清掃、補修 ※工事費用は対象外
補助対象経費の1/2～2/3 約150万円/月（うち、約60万円/棟）

主な要件

- 東京都内に所在する住宅(戸建住宅、共同住宅の住戸、長屋の住戸)であること
- 原則、昭和56年6月以降に建築工事に着手した住宅であること
- 確認済証及び検査済証を取得している住宅であること
- 応募時点でリノベーション工事を実施済中、実施済又6は実施予定で、リノベーションを実施し、令和5年度中にモデルハウスとして公開（2ヶ月以上）することができること
- 建物状況調査を実施し、既存住宅売買瑕疵保険の検査基準に適合すること
- 応募者は宅地建物取引業者又は建設業者でモデルハウスを適切に運営できること
- 省エネ改修等の実施や内装材の一部に国産材を利用すること(推奨)

応募受付の期間

- 令和5年10月31日（火曜日）から令和5年12月15日（金曜日）まで

事業者の決定

- 東京リノベーションモデルハウス事業者募集要項※に基づき、応募内容を審査の上、決定します。
※募集要項は、以下のURLから住宅政策本部ホームページをご覧ください。

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/jutaku_fudosan/model_house.html



リフォーム事例（採択事例）



※「東京リノベーションモデルハウス」は個別の住宅の品質を保証するものではなく、不具合が発生した場合について、東京都がその責任を負うものではありません。

東京都住宅政策本部 民間住宅部 計画課

電話：03-5320-4936 メール：S1090501(at)section.metro.tokyo.jp

「(at)」を「@」に変換して送信してください。